

令和6年大和市農業委員会第11回総会議事録

令和6年11月18日（月）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員

2番 大沼 茂樹 委員

3番 眞壁 浩二 委員

4番 遠藤 一直 委員

6番 渡邊 みどり 委員

7番 富澤 克司 委員

8番 田邊 義之 委員

9番 古木 恒樹 委員

10番 荻窪 登 委員

11番 池田 俊一郎 委員

12番 木村 賢一 委員

13番 古谷田 和子 委員

14番 保田 雄一 委員

15番 長谷川 慶太郎 委員

16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第 4 報告第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届

出について

日程第 5 報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による地役権設定の届出について

日程第 6 報告第 41 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

日程第 7 報告第 42 号 非農地証明について

日程第 8 議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

日程第 9 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

日程第 10 議案第 28 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による地役権設定の届出について

報告第 41 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

報告第 42 号 非農地証明について

議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

議案第 28 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 11 月大和市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、議長から申し上げます。ただいま本総会を傍聴したい旨の申し入れがありました。農業委員会等に関する法律第 26 条により、総会及び部会の会議は公開することとされております。

傍聴人が入室されますので、この場で暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長 会議を再開します。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。携帯電話をお持ちの場合は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

また、傍聴席では、撮影、録画、録音などすることができませんので、あらかじめご承知おきください。

それでは、再開いたします。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13 番、古谷田和子委員、16 番、関水好美委員を指名いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

10 月 26 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会親子農業見学会が開催され、遠藤職務代理が参加されました。

10 月 28 日、地域農業の担い手との懇談会及び野菜栽培講習会が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

10 月 30 日、令和 6 年度県央地区農業委員会連合会第 1 回会長・事務局長会議が開催され、眞壁会長が出席されました。

10月31日、やまと産業フェア2024第3回実行委員会が開催され、田邊委員が出席されました。

11月6日、令和6年度神奈川県農業委員会活動推進大会が横浜市で開催されました。

11月7日、第2回大和市都市計画審議会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

11月8日～10日まで、農産物品評会、農産物加工品品評会が中央1号公園で開催されました。

11月9日及び10日、やまと産業フェア2024が大和商工会議所、やまと公園及び中央1号公園で開催されました。

11月15日、令和6年度関東ブロック女性農業委員等研修会及びかながわ農業委員会女性協議会現地交流会が埼玉県で開催され、古谷田委員、渡邊委員が参加されました。

11月17日、第27回JAさがみあやせ農業収穫祭農産物品評会褒賞授与式が綾瀬市で開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますか。

田邊委員。

○田邊委員 10月31日、やまと産業フェアに関する第3回実行委員会が開催されました。内容といたしましては、産業フェア当日の運営等に関する事項でありました。

また、11月9日・10日にやまと産業フェアが開催され、冒頭、会長からお話もありましたように無事に終了し、ご協力いただきました委員の皆様及び職員の皆様、大変ありがとうございました。

私からは以上であります。

○議長 ありがとうございました。

ほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 10月26日に地場農産物消費拡大推進協議会主催の親子農業見学会が上和田久田地区で開催され、私も参加してきました。当日、曇り空でしたが、参

加者約30名で、●●さんの畑で大根、キャベツ、長ネギなどを収穫、それから、●●さんの畑で、柿、リンゴ、サツマイモなどを収穫体験させていただきました。とても作柄がよく、立派なものがとれたということで、親子の方々に非常に好評で、来年もぜひ参加したいという言葉もいただいております。

続きまして、11月7日、第2回大和市都市計画審議会が中央林間コミュニティセンターで開催され、出席してきました。議題の内容については、大和市都市計画生産緑地地区についての変更、特定生産緑地の指定についてということで、それぞれ意見聴取が行われました。また、中央林間内山地区の市街化調整区域についてのまちづくりについてということで説明があり、当日、会議終了後に、該当する地区を参加者で30分ほど回って、地区の方ともコミュニケーションをとりながら、地域の課題なども話し合われたというところになります。

私からは以上になります。

○議長 暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、私から若干。10月30日ですけれども、県央地区の第1回会長・事務局長会議がございました。これに関しましては、後ほどご説明があらうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、17日、昨日ですが、先ほどのお話のように綾瀬市に行ってみまして、綾瀬市のJAさがみあやせ農業収穫祭ということで、先日の大和市品評会と同じような表彰がございました。綾瀬市の出品が395点という報告でした。ちなみに大和市は257点ということで、先日、農政課からも、昨年よりもちょっと減ったということなので、そこら辺のお話、綾瀬市のほうは、昨日、綾瀬ふれあい大釜というのですか、3,500食ぐらいの鍋を、そういった催しもありまして、初めて拝見させてもらったのですけれども、そんなことがございました。

以上でございます。

ほか、よろしいですね。

本件について、報告案件でございます。以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第38号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第38号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、本案件については、報告第41号、受付番号1番と関連しています。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第39号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について、日程第5、報告第40号、農地法第5条第1項第6号の規定による地役権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第39号については議案書2から3ページの6件が、報告第40号については議案書4ページの2件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 報告事項で確認ですけれども、報告第40号の番号1番、2番に関連してですが、先月、同じ土地で同じ報告があったと思うのですが、先月の報告の取引内容がなくなったのか。何か経緯からしたら、所有権の移転をかけていたと思うのですけれども、なくなったということによろしいのかということと、あと、貸人の法人の代表者が短期間で、この1カ月以内でかわったかどうかの確認の2点ですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 先月の取引がなくなったというわけではなくて、こちらは、図面を見ていただくと、資料の5ページ、地役権設定の図をご確認いただきますと、位置指定道路の突き当たりの2つの区画がございますが、車を駐車するに当たって、それぞれの敷地を通ってもいいということで通行権の設定をしたいということで届出がなされました。なので、取引がなくなったのではなくて、現在の所有者に対して、南側の区画の土地に対して、またいでいいという権利をそれぞれお互いに設定するということが届出が出ています。

あと、法人の代表者がかわったといったところですが、こちらについては、今回の届出は、この代表者の方のお名前での届出がございました。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 正確にどちらの、118の17と18。先月の議案の時点で、会社名を出してしまいますけれども、譲渡人が●●で、買った先が●●が買っていると思うのですけれども、そこで所有権がかわっているのではないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 契約上の所有権はかわっているのですけれども、分譲元がそのお二人の調整をされるということで、まずは分譲元である今回の申請人が、通行権をいただくということでの届出でした。

○田邊委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかがございますか。木村委員。

○木村委員 一応確認ですけれども、今の話でわかったのですが、私もちょっと質問しようかと思っていたのですが、要は、位置指定道路で、お互いの用に供する地

役権はお互いに設定し合うのだ、そういうことですね。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、小さな筆が幅2メートル程度しかございませんので、どうしてもバックで車を入れて敷地の中に最終的にとめるに当たって、越えてしまうといったところから、このような形の権利設定をされるということでした。

○議長 ほか。長谷川委員。

○長谷川委員 39号の1についてですが、衛星写真を見る限り、対象の土地に合わせてさらに上の三角のところ、あとその左、西側のちょっと出っ張っている小さな四角のところを合わせて一体の利用のような感じがするのですが、この横の三角のところと小さい四角のところを今後はどのように利用されるのか。それと、そこを耕作するに当たって、何か不都合、ここは進入路がなくなってしまう様子だと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 そこについては、所有者が違うということで承知しているのですが、特にそのことについてはおっしゃっていません。ただ、地図を見ていただくと、左上から駐車場を通過して進入するような形の畑の筆になっていますので、今後も通作進入路は確保されているご状況です。

○議長 ほかがございますでしょうか。木村委員。

○木村委員 同じところで、39号の2からずっとある場所ですけれども、聞き漏らした質問があったので。この道路用地の部分の一番狭いところは何mぐらいあるのですか。3ページの図の斜線になっている、これは通路だと思いますが、一番狭いところで何mぐらいですか。

○議長 事務局。

○事務局 道路としての計画は4mのものを入れるということで聞いています。ただ、この筆が、一番狭いところで、今後道路の敷地になるところとくっつけて4mとなりますので、そこが、測量した図面はいただいているものではないものですから、何mぐらいだということは確認しておりません。

○木村委員 それで、これは恐らく2、3、4、5あたりが、4、5については駐車場や資材置き場となっていますけれども、これは実際このとおりの利用になるの

ですか。それとも、将来、全部区画で住宅用地みたいな形になると。その辺のところは、現状では把握できていないというのかな。その辺、わかれば。

○議長 事務局。

○事務局 特に明確にこの先こうですといったことは聞き取れていないのですけれども、北側を開発するに当たっての資材置き場、駐車場の後は、当然開発するであろうと承知しています。

○議長 木村委員。

○木村委員 2と3と5あたりが、譲渡人が同じで、譲受人がそれぞれ違うのですけれども、これは、この中の2番はよく知っている方なのですけれどもね。譲受人のほうは。そんなことで、恐らく3、4、5も、事によったら将来分譲にするのではないか、そんな気がするのですけれども。これは、これ以上言っても確認できない内容ですので。いずれにしても、別に違反ではないので、質問はこれまでにしておきたいと思います。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第41号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

受付番号1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第41号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の6ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和6年5月13日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなる2年ほど前から足腰が弱くなり、動けなくなった以降も、自宅や施設にて農地としての管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。

については、申出人と田邊委員とで、令和6年11月8日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 次に、受付番号2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号2番についてご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の7ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和6年3月7日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、年齢や体力の衰えにより5～6年前より畑は休耕状態となり、2～3年前より現地に足を運ばなくなり、1年ほど前から入退院を繰り返し、最後は老人ホームで亡くなったということです。近年は、被相続人の指示により、申出人が草刈りをJAに手配し保全管理をしてきました。申出人は農業経験がなく、被相続人1人で農業経営をしてきたことより、主たる従事者であると判断できます。現地は、1筆は梅、もう1筆は休耕状態となっていました。

については、申出人と富澤委員とで、令和6年10月23日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。受付番号1について、田邊委員、お願いします。

○田邊委員 事務局からの説明のとおり、11月8日に私と事務局で現地を確認しました。現地は適正に管理されており、申出人の父が農業従事者であったことも確認していることから、本件については問題ないと思われれます。

私からは以上であります。

○議長 次に、受付番号2について、富澤委員、お願いします。

○富澤委員 事務局の説明どおり、10月28日に私と事務局で現地を確認いたしました。現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であることは

確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第42号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第42号についてご説明いたします。議案書6ページ、資料は8、9ページをごらんください。

非農地証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料8ページの斜線で示した土地になります。面積は323㎡となります。登記地目は畑、課税は宅となっております。現地は、昭和33年に申請人の義父が相続したときには、696-1に家があり、696-2は畑であったとのことです。昭和41年に申請人が結婚した際には、696-1に家が建っており、昭和56年、義父が家を建て替えた際には696-2が畑であることに気づかず、696-2にかかるように家を建ててしまったとのことです。平成18年、夫が相続したとき、平成25年、申請者が相続したときには、696-2が畑であることに気づかず、手続きしないまま現在に至りました。平成20年撮影の航空写真により自宅敷地として利用されていたことが確認でき、畑として活用できない土地で、農地性がないと判断できます。

現地確認につきましては、令和6年10月31日に事務局、遠藤委員、富澤委員、長谷川委員及び申請人のご家族立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分については、市街化区域に隣接し、10ha以上の一団の農地地区の外の農地のため、第2種農地と判断いたしました。申請地の現状は、位置、面積、形状から見て農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上違反

転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により、非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 10月31日に私と富澤委員、長谷川委員、事務局とで、申請人のご家族とお会いし、現地を確認しました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明については、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第26号をご説明いたします。議案書は7ページ、資料は10、11ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料の10ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑で、現況も畑です。転用目的は資材置き場で、具体的には土砂置き場となります。本地を一時的な建築用の土砂の保管場所とし、必要に応じて他の現場で利用する計画です。譲受人は、横浜市を拠点として、横浜市、海老名市、町田市に現場が多い業者のため、立地は妥当です。

譲受人は、これまで横浜市近辺から神奈川県中央部へ範囲を広げて候補地を探してきましたが、搬入路が狭かったり近隣に住宅があるなど適地が見つからない中、本地の紹介を受けたとのこと。譲渡人は、高齢となり農地の世話がままならなくなり、遊休農地化する前に手放したいとの意向です。また、譲受人は、集合住宅の基礎をつくるために地面に穴を掘る根切り工事を請け負って、土砂搬出を行っているとともに宅地整備に盛土が必要な現場に土砂搬入を行っています。搬入土砂を確保するため建築用土砂を2,000 m³保管する必要があります。本地は進入路及び車両の転回スペースを除くと約1,300 m²であり、盛土規制法に基づき必要な空地を確保すると約2,000 m²を盛ることができ、規模としても妥当です。譲渡人は、本農地以外の適地を所有しておらず、ほかに選択肢はないため、やむを得ません。

農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり10 ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、本地の盛土にかかわる法的規制はありませんが、来年4月から規制が開始される盛土規制法に準拠し計画しています。具体的には、盛土の高さを5 m以下にする、周囲に高さ以上の空地を確保、境界部分に柵を設置、地表水を排除する溝を設置など、最新の法令に基づいた被害防除の計画で問題ないと考えます。第2種農地ではありますが、代替地がなく、被害防除措置等も十分に配慮されていることから、転用はやむを得ないと考えます。

令和6年10月9日に代理人、遠藤委員、荻窪委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 10月9日に私と遠藤委員、事務局職員と一緒に現地に行きました。今回の代理人、譲渡人、譲受人とお会いし、現地を確認しました。内容は、事務局の説明どおりです。現地の境界周辺の被害防止状況等も確認することができました。今回の転用することは、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第26号は許可することに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1から2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第27号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書8ページ、資料は12から13ページになります。

大和市長から、令和6年11月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は770㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年12月1日から令和9年11月30日までの3年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。貸人はトラクター等農機具を所有し、現在1万2,090㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者3名の計4名で農業経営を行っております。

続いて、受付番号2番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書8ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和6年11月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は2,896㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年1月1日から

令和8年12月31日までの2年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,081㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

1番、2番ともに、令和6年11月7日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1、2について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号1番及び2番について、11月7日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、貸付けることに問題ないと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 1番ですけれども、貸手、借手、両方とも承知している方ですが、1を貸す●●さんについては、年齢的なこともあってあれなのですが、たしか息子さんもおられたかと思うのですけれども、その辺は耕作ができないからこういうことになったと思うのですが、その辺がもしわかったら。

○議長 事務局。

○事務局 近年、なかなか管理ができなくて、雑草も多くなってきたというご状況でした。そのため、お隣ですので借受けたいということで、今回の利用権の設定をうける者のAの方がご相談いただいて、貸し借りのお話が進みました。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 2のほうは更新ということで、以前から貸し借りをやっておられた。いわ

ゆる相続を受けてこの土地の名義人になっているということですね。年齢的にもまだ60半ばなのですけれども、実際問題、更新ということはご存じでの、耕作が難しいという判断で、さらに更新したいということなのですかね。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりで、この方は、主にご自身で管理していらっしゃる畑がもう少し南側のエリアにまとまってございますので、ここだけ飛び地でいらっしゃるのでは、どなたかに貸付きたいというご意向があつてのお話になつたということで聞いています。

今回の利用権設定については、2年延長という形のお話になつていたので、通常3年のところなのですが、利用権の設定をうける者、借人のほうが、3年は少しプレッシャーがあるということで、2年にさせていただきたいということのご相談があつて、双方合意した上で2年の設定とされたと聞いています。

以上です。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 27号の1番についてですけれども、利用権の設定をうける方の経営面積を考えますと、この方が農地利用集積計画でそちらを耕作することは問題ないと思うのですが、利用権を設定する者のほうが結構なご高齢でいらっしゃいますね。それでいて契約期間が3年。このパターンだと、一般的に多いのが1年ぐらいで刻んでいくというようなイメージが多いと思うのですが、もし利用権を設定する者の方に何かしらの変化が起きた場合に、その後どうするのかという事前のお話し合いなどはついているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのことも事前にご相談いただいたのですけれども、合意解約という手法がありますので、もし返してほしいということであれば、双方合意して解約するという旨を市のほうに申し出ていただくという流れで、期間のほうは打ち切りということで対応はできるということでご説明させていただいています。

○議長 ほかございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受け付け番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受け付け番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第28号についてご説明いたします。

大和市長から、令和6年11月1日付で同法に基づく諮問を受けています。議案書は9ページ、資料は16、17ページになります。

新規の承認申請で賃貸借による権利を設定する土地の面積は2,117.84㎡です。借人及び貸人の住所、指名は、議案書に記載のとおりです。令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間、賃貸借による権利を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在4,033㎡を経営しております。農業経営者1名、農業従事者1名で農業経営を行っております。

令和6年11月1日に地元の遠藤委員と事務局とで、借人及び貸人のご家族立ち会いのもと現地等の状況を調査いたしました。以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 11月1日に、私と事務局で貸人のご家族及び借人にお会いし、現地を確認しました。今回の件については問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 お聞きしたいことが3点ありまして、まず、生産緑地に現在なっていると思うのですが、こちらの残りの期限がまず1点。2つ目が、正確に言うと、今回まだ取引は成立していないと思いますけれども、今回の取引が成立しそうな経緯、出会った経過がもしわかれば、教えていただきたいというのが1点。あと、最後に、今回、賃貸借の借りる方ですけれども、今後、経営拡大をする意向があるのかどうかだけ、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、生産緑地の残り何年かというところですが、正確に今把握できていないのですが、特定生産緑地に指定されているので、延長期間中に今あります。

次に、どのようにこのマッチングがあったかということですが、所有者のほうは主にお母様が農業をされていたのですが、高齢によってあまりできないということでお話をいただいております、借受人のほうは、経営拡大したいということでご相談を受けておりました、農業委員会農政課のほうで紹介した形になっております。

借受人のほうは、場所次第ではありますけれども、まだまだ拡大していきたいという意向を聞いております。

以上です。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 こちらは、耕作するに当たって、どのように耕作地にアクセスするので

しょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の該当地の上に駐車場と書いてあると思うのですけれども、そこが貸渡人の土地でして、そこを經由して入っていいと案内されておりました。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 当然だと思うのですけれども、そのあたりは所有者の方も了承済みという認識でよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 所有者の方と今回の借受人の方で話をして決めておりました。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。木村委員。

○木村委員 ちょっと私が聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、所有者自体もまだ年齢が40代半ばで、それでも貸さざるを得ない、そういう方なのか。

○議長 事務局。

○事務局 所有者が若いのですけれども、どちらかという主には所有者のお母様が農業をされていたので、今回、所有者の方はまだ別にお仕事もあるので、続けていくのは今の段階では難しいということで、貸したいという意向でした。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。要は、所有者は息子さんだけれども、お母さんがまだやっ
ていて、高齢でできない。息子さん自体は農業は難しいと、そういうことですね。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりです。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 今のお話を受けて、所有者が農業するのがちょっと難しいということで、こういった手法で第三者に貸付ける契約をすることはわかったのですが、では、特定生産緑地を恐らく継続はされていくと思うのですけれども、また30年後、40年後に所有者、もしくはもっと手前でもいいですが、こちらをもう手放すという意思があった場合に、賃借権等の設定をうける方は、そこを購入したい

とかという意思はあるのか。とりあえず借りられるからちょっと耕作していき
たいという感じなのか、そのあたり、把握していたら教えていただければと思
います。

○議長 事務局。

○事務局 現状、購入という話は出ておりませんので、今は借りて増やしたいという意
向のみを聞いております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定によ
る事業計画についてを採決いたします。

議案第28号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第28号は、諮問どおり答申することに決
定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年11月大和市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会